

ぶちエコ食品ロス削減パートナー登録制度 実施要領

山口県食品ロス削減推進協議会

(目的)

第1条 食べられるのに廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）を削減するための取組を実践する食品関連事業者（製造、流通（卸売）、小売）等（以下「事業者」という。）を「ぶちエコ食品ロス削減パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録し、その取組を事業者、消費者等に広く紹介することにより、食品ロスの削減に向けた県民運動を展開する。

(登録の要件)

第2条 パートナーは、山口県内に所在する事業者であって、別記「取組指針」に掲げる取組項目のうち、1項目以上を継続して実践するものとする。

(登録手続)

第3条 登録を希望する事業者は、申込書(様式1)を山口県食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）に郵送、メール、FAX又は持参のいずれかの方法により提出するものとする。

2 協議会は、申込書の内容を審査し、適当と認めたときはこれを登録し、登録名簿及び県ホームページ(以下「登録名簿等」という。)に登載するとともに、事業者に登録票(様式2)を交付するものとする。

(パートナーの責務)

第4条 パートナーは、第2条で実践する取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めるものとする。

2 パートナーは、交付された登録票を活用し、この取組について積極的にPRし、周知を図るものとする。

3 パートナーは、取組状況の調査その他県が実施する各種調査に協力するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 パートナーは、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに協議会に届け出るものとする。

2 協議会は、届出の内容を審査し、登録名簿等を修正するものとする。

(登録の廃止)

第6条 パートナーは、取組が困難になり、又は施設を廃止する等の理由により取組を廃止したときは、協議会に届け出るもとともに、交付された登録票の掲示を取りやめなければならない。

2 協議会は、届出の内容を審査し、登録名簿等から削除するものとする。

(登録の抹消)

第7条 協議会は、パートナーが要件を満たさなくなり、又はこの制度の信用を失墜させるような行為を行った等の理由により、パートナーとして適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。

2 登録を抹消されたパートナーは、交付された登録票の掲示を取りやめなければならない。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別記

取 組 指 針

食品ロス削減の実践の目安となる基本的な取組項目、取組例は、次のとおりとする。

取組項目	取組例
規格外品の活用	○安価での販売 ○加工品等への活用
完売の促進	○ばら売り、量り売り、少量パック等の導入 ○てまえどりの呼びかけ
啓発活動	○食材使いきりレシピ等の紹介 ○自社ホームページ等によるPR
フードバンク活動や 子ども食堂等への支援	○食品の寄贈 ○事務所や倉庫等の活用
その他	○その他食品ロスの削減につながる取組